

消 防 特 第 1 2 0 号
消 防 危 第 3 0 1 号
平 成 2 0 年 7 月 2 9 日

関係道府県消防防災主管部長 } 殿
関係政令指定都市消防長 }

消防庁特殊災害室長

消防庁危険物保安室長

石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所における事故防止体制の充実強化の徹底について

平成18年中における石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第23条に規定する異常現象（以下「事故」という。）の件数が過去最悪であった状況を踏まえ、昨年、関係業界団体及び関係道府県消防防災主管部長に対して、「石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所における事故防止体制の充実強化について」（平成19年8月28日付け消防特第115号）を通知しているところですが、今般、「石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要（平成19年中）」を取りまとめたところ、平成19年中の事故件数は243件となっており、平成18年中の事故件数236件を更に上回る状況にあります。

事故の特徴としては、漏えい事故が大きく増加するとともに、屋外タンク貯蔵所の事故件数が前年の約2倍になる等、大規模な事故の発生及び拡大が懸念される状況になっています。また、死傷者数は前年より減少したものの、死者数にあっては統計を取り始めて以来、過去最多となっています。

これらの事故の多くは、大量の危険物及び高圧ガスを貯蔵し取り扱うレイアウト対象の特定事業所で発生しているほか、一部の石油コンビナート等特別防災区域又は特定事業所に集中して発生する傾向にあり、事故が頻発している特定事業所における事故防止体制の充実強化の徹底が必要であると考えられるところです。また、事故原因を分析すると、管理不十分等の人的要因によるものが約51%を占める他、事故の4分の1は腐食等劣化により発生しています。

東南海・南海地震など、近い将来大地震が発生する可能性が指摘されており、このような近年の事故の増加傾向に歯止めをかけることは重要であることから、危険物施設の事故防止対策の第一歩になる事故原因の精確な調査を行えるようにするため、本年5月28日に「消防法及び消防組織法の一部を改正する法律」が公布され、危険物の流出等の事故の原因を調査する仕組みを整備したところです。

貴道府県にあっては、この法律改正を踏まえ、事故が発生した際の原因の調査を十分に行っていただき、また、関係消防機関等と連携・協力しながら、特定事業所への立入検査の実施や防災業務に関する報告を徴収するなど、特定事業所の保安管理体制及び防災体制等の状況の把握に努め、特定事業者の防災体制の充実強化に係る必要な助言又は指導になお一層のご配慮をいただくとともに、貴道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、関係業界団体に対しても、別紙（写）のとおり通知したことを申し添えます。

また、本通知は、消防組織法第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

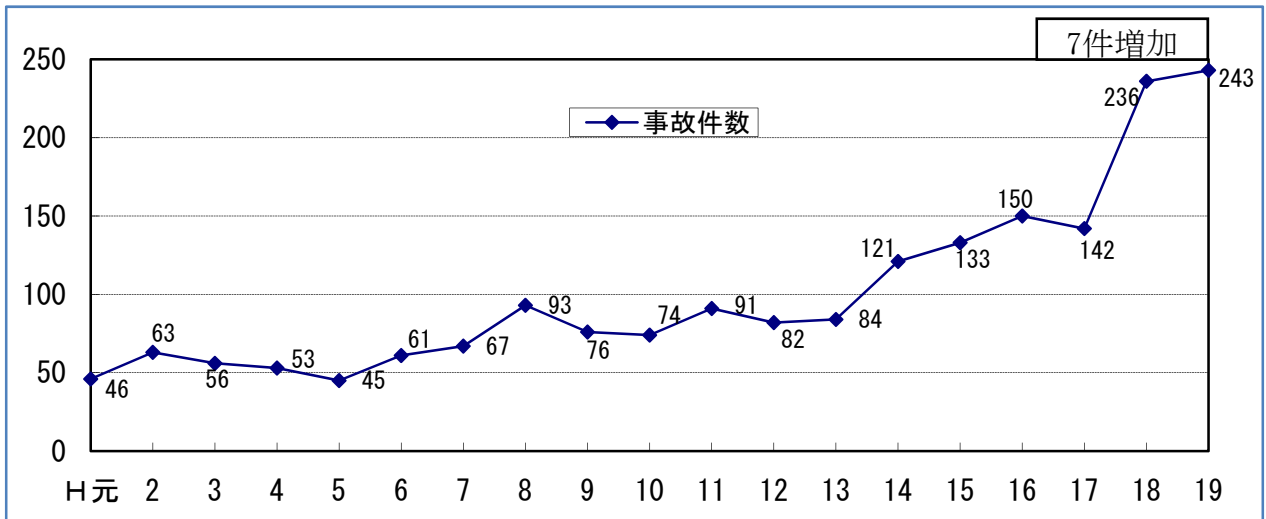
担当	消防庁特殊災害室	荒山補佐、小川係長、瀬崎事務官
TEL	03-5253-7528（直通）	FAX 03-5253-7538
	消防庁危険物保安室	加藤補佐、仲田係長
TEL	03-5253-7524（直通）	FAX 03-5253-7534

平成 19 年中の特定事業所における事故概要

※本概要中の「事故」とは「異常現象」と同義である。

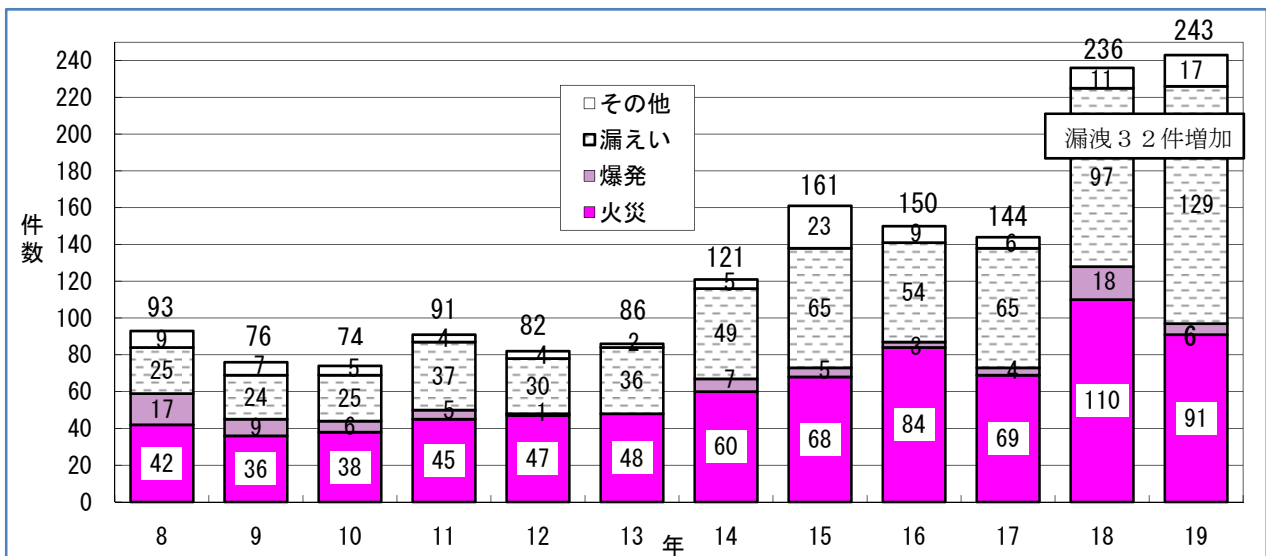
1 事故件数の推移（地震による事故を除く。）

平成 19 年中の事故の総件数は 243 件で、前年の 236 件より 7 件の増加となっています。



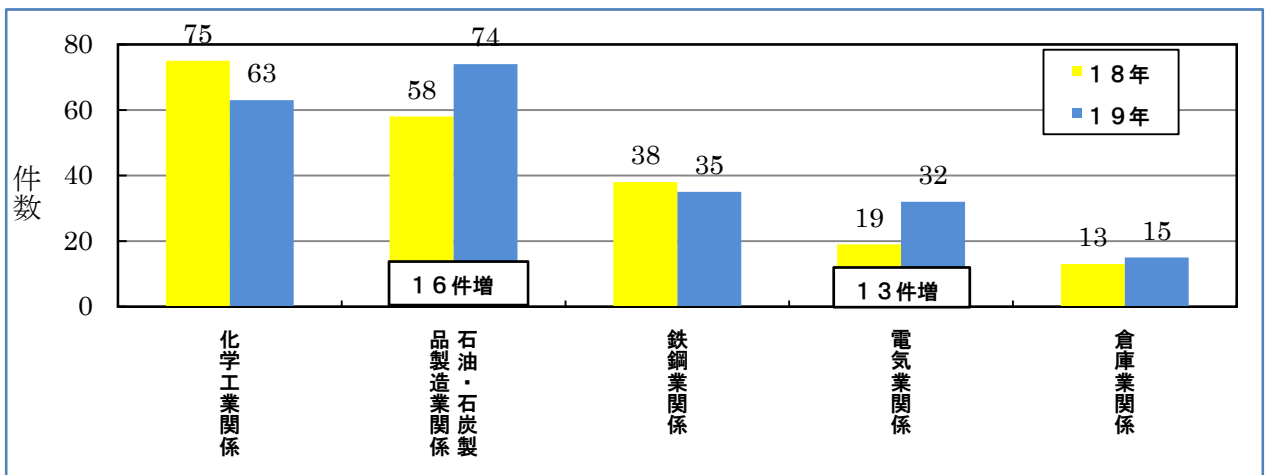
2 事故種別件数の推移（地震による事故を含む。）

事故種別を前年と比較すると、漏えいは 3 2 件の増加となっています。



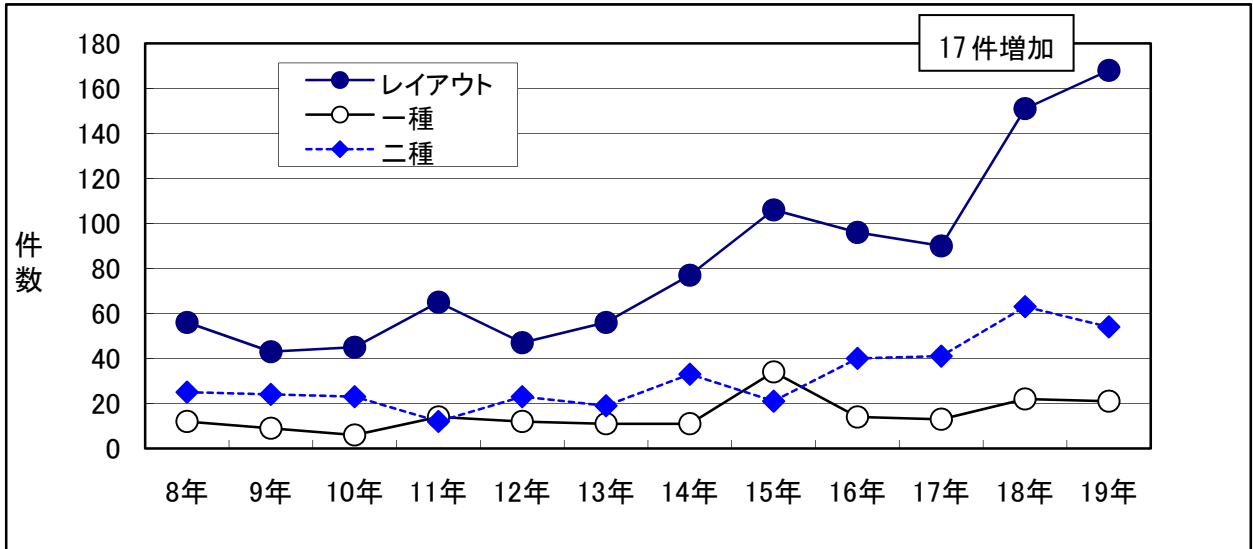
3 業種別の事故件数

平成 18 年と比して、石油・石炭製品製造業関係及び電気業関係が増加しています。



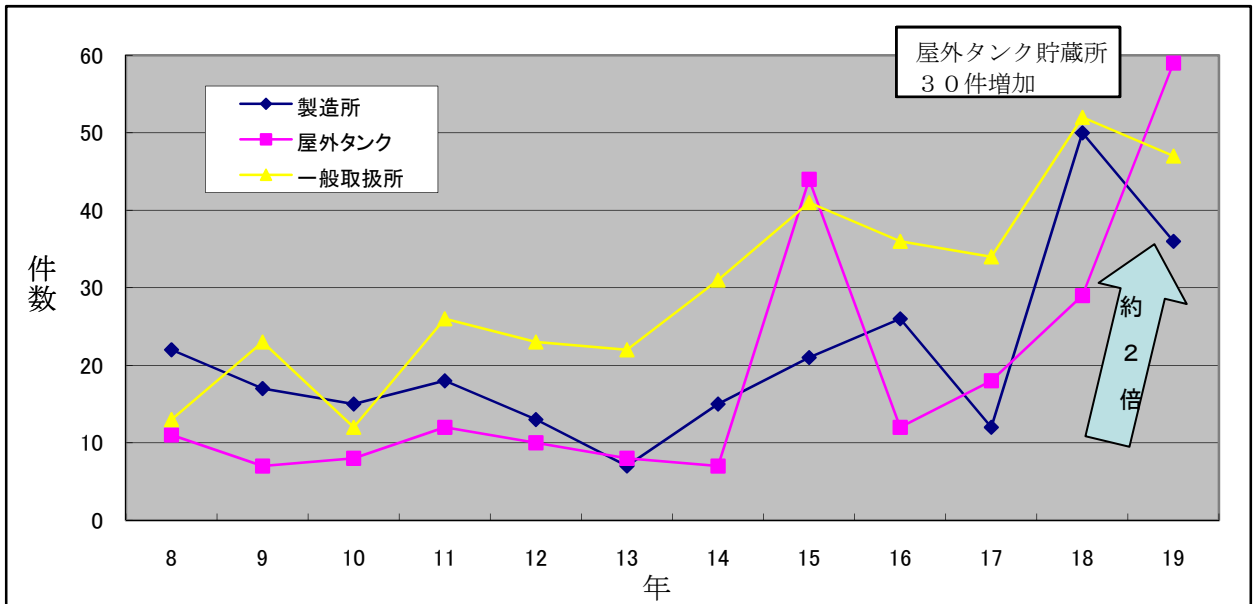
4 特定事業所別の事故件数推移

レイアウト事業所での事故件数は前年と比べ、17件増加し、全体の69%を占めています。



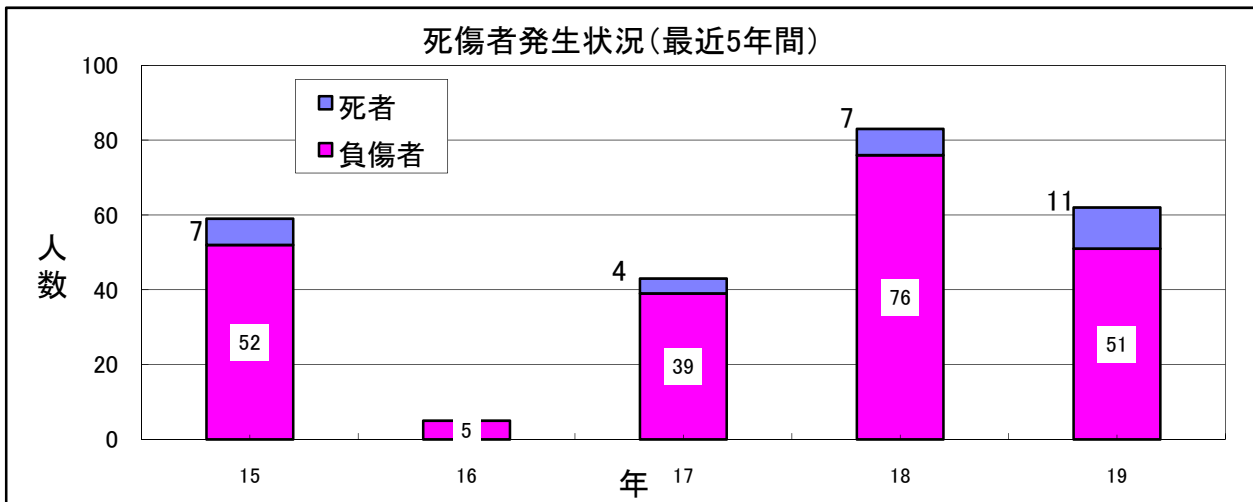
5 危険物施設別の事故件数推移

危険物施設別では、屋外タンク貯蔵所の事故件数が前年と比べ、大幅に増加しています。



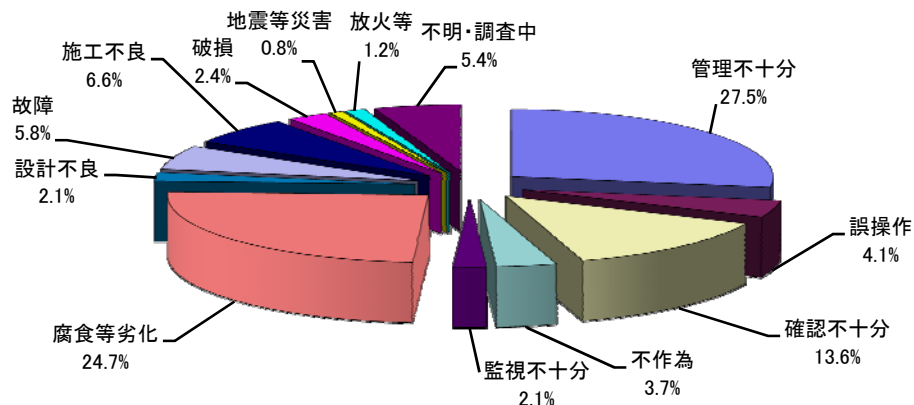
6 死傷者発生状況推移

死者数は前年より増加し、過去最多となっています。



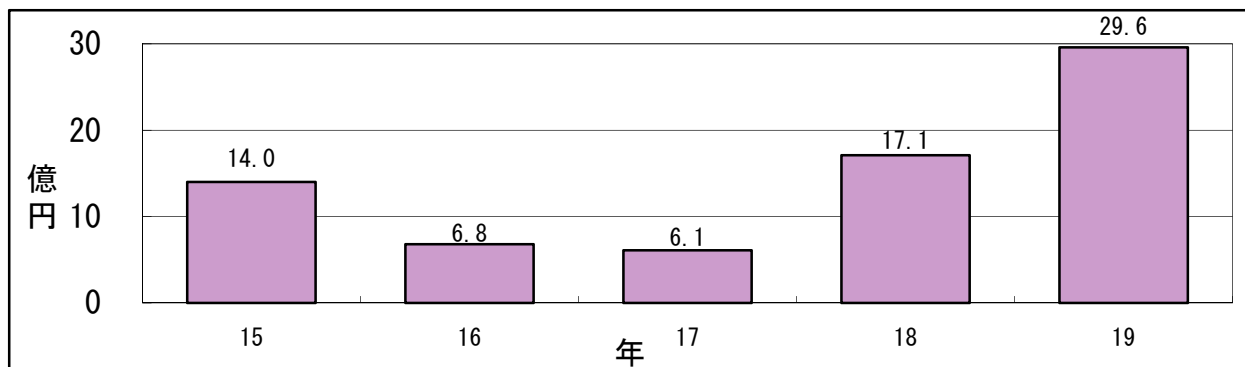
7 主要原因別の発生状況

人的要因 124 件 (51.0%)のうち、管理不十分によるものが 67 件 (27.5%)となっています。
物的要因 101 件 (41.6%)のうち、腐食等劣化によるものが 60 件 (24.7%)となっています。



8 事故による損害額

前年より 12 億円以上増加しています。



※ 調査中のものを除く。

9 異常現象の通報時間

事故発生時における消防機関への通報に要した時間の割合は、昨年よりも遅延している傾向が見られます。

	平成 19 年	平成 18 年
10分未満	59件 (24.3%)	72件 (30.5%)
10分以上経過	184件 (75.7%)	164件 (69.5%)

10 その他

特に事故件数が増加した特別防災区域

前年と比べ、事故件数が大きく増加した区域は次のとおりです。

道府県名	特別防災区域名	H19	H18	増減
(沖縄県)	小那覇	27	13	+14
(愛知県)	名古屋港臨海	16	11	+5
(大阪府)	堺泉北臨海	13	8	+5
(和歌山県)	和歌山北部臨海中部	6	1	+5
(山口・広島県)	岩国・大竹	12	7	+5
(福岡県)	北九州	8	3	+5

別紙（写）

消防特第120号
消防危第301号
平成20年7月29日

石油連盟会長
石油化学工業協会会長
日本化学工業協会会長
日本鉄鋼連盟会長
電気事業連合会会長
独立行政法人石油天然ガス
・金属鉱物資源機構理事長

殿

消防庁特殊災害室長

消防庁危険物保安室長

石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所における事故防止体制の充実強化の徹底について

平成18年中における石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第23条に規定する異常現象（以下「事故」という。）の件数が過去最悪であった状況を踏まえ、昨年、関係業界団体及び関係道府県防災主管部長に対して、「石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所における事故防止体制の充実強化について」（平成19年8月28日付け消防特第115号）を通知しているところですが、今般、「石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要（平成19年中）」を取りまとめたところ、平成19年中の事故件数は243件となっており、平成18年中の事故件数236件を更に上回る状況にあります。

事故の特徴としては、漏えい事故が大きく増加するとともに、屋外タンク貯蔵所の事故件数が前年の約2倍になる等、大規模な事故の発生及び拡大が懸念される状況になっています。また、死傷者数は前年より減少したものの、死者数にあっては統計を取り始めて以来、過去最多となっています。

これらの事故の多くは、大量の危険物及び高圧ガスを貯蔵し取り扱うレイアウト対象の特定事業所で発生しているほか、一部の石油コンビナート等特別防災区域又は特定事業所に集中して発生する傾向にあり、事故が頻発している特定事業所における事故防止体制の充実強化の徹底が必要であると考えられるところです。また、事故原因を分析すると、管理不十分等の人的要因によるものが約51%を占める他、事故の4分の1は腐食等劣化により発生しています。

東南海・南海地震など、近い将来大地震が発生する可能性が指摘されており、このような近年の事故の増加傾向に歯止めをかけることは重要であることから、危険物施設の事故防止対策の第一歩になる事故原因の精確な調査を行えるようにするため、本年5月28日に「消防法及び消防組織法の一部を改正する法律」が公布され、危険物の流出等の事故の原因を調査する仕組みを整備したところですが、各団体におかれましては、事故の発生状況を踏まえ、事故防止体制に更なる万全を期していただくよう加盟各社に対して、予防規程などの保安基準の総点検や腐食等劣化対策を積極的に推進するとともに応急体制の再確認を促すなど、なお一層のご努力とご尽力をお願いします。

担当	消防庁特殊災害室	荒山補佐、小川係長、瀬崎事務官
TEL	03-5253-7528（直通）	FAX 03-5253-7538
	消防庁危険物保安室	加藤補佐、仲田係長
TEL	03-5253-7524（直通）	FAX 03-5253-7534